

資料2 - 3	H18.10.5
障害者福祉団体説明会	
千葉県障害者自立支援課	

現利用者への対応について

9月30日までに本市の支給決定を受け障害福祉サービスを利用していた方が、サービスを引き続き利用するためには平成18年10月1日付けで新たに支給決定を受ける必要がありますが、

障害程度区分の認定が終了していない方がいること。

支給決定の前提となるサービスの利用意向聴取が済んでいないこと。

から、経過措置として、以下のとおり支給決定等を行い、利用者のサービス利用が途切れることのないようにしました。

1 利用していたサービスが10月以降「介護給付」に位置づけられる方

(1) 9月末までに障害程度区分の認定が終了しなかった方

経過的に認定した「みなし障害程度区分」により、利用していたサービス種類及び支給量を経過的に支給決定し、その内容を記載した受給者証を発行しました。なお、発行した受給者証の記載内容からは、「みなし障害程度区分」であることが判別できないことが判明したため、早急に是正措置を行う予定です。

また、これらの方については、正式な障害程度区分の認定が終了した時点で、(2)による支給決定に変更する予定です。

(2) 9月末までに障害程度区分の認定が終了した方

障害程度区分にかかわらず、利用していたサービス種類及び支給量を、来年3月31日までを支給決定期間として支給決定し、その内容を記載した受給者証を発行しました。

これらの方については、来年4月以降のサービス利用に向けたサービスの利用意向聴取を、今後福祉事務所の職員が行う予定です。

2 利用していたサービスが10月以降「訓練等給付」に位置づけられる方

利用していたサービス種類及び支給量を、来年3月31日までを支給決定期間として支給決定し、その内容を記載した受給者証を発行しました。

これらの方については、来年4月以降のサービス利用に向けたサービスの利用意向聴取を、今後福祉事務所の職員が行う予定です。

3 利用していたサービスが10月以降「地域生活支援給付」に位置づけられる方

資料3 - 2のとおり